別 表

1 貸付金の種類等

1 貝別並の性類寺		1		/#\\m #5.55		別 衣
貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付金額の限度
1 . 個人が営む漁業に 必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造 (2) 漁船用機器の設置 (3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵 施設又はこれらに準ずる漁業用施 設の設置	漁業を営む者	1%	15年以内 (木船9年·機器7年)	2 年以内	1 人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(4) 漁具又は漁網綱の購入			5 年以内	1 年以内	
	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	漁業協同組合	0.5%	15年以内 (木船9年·機器7年)	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(4)の転貸			5 年以内	1年以内	
	(7) 経営資金	漁業を営む者	1.2%	3 年以内	1 年以内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	漁業協同組合	0.7%	3年以内	1 年以内	転借人に対する貸付金相当額
2.個人が営む農畜産 林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び 造成 (2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう 施設又はこれらに準ずる農畜産業 用施設の設置	農畜産業を営む者	1%	1 5 年以内	2 年以内	1 人当たり各 1,8 0 0 万円以内であって所要額の 9 割以内
	(3) 家畜又は家きんの購入 (4) 農畜産林業用機具の購入	農畜産林業を営む者		7年以内	1年以内	
	(5) 上記(1)(2)の転貸 (6) 上記(3)(4)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、 森林組合	0.5%	1 5 年以内 7 年以内	2 年以内 1 年以内	- 転借人に対する貸付金相当額
	(7) 経営資金	農畜産林業を営む者	1.2%	3 年以内	1 年以内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、 森林組合	0.7%	3年以内	1 年以内	転借人に対する貸付金相当額
3 . 個人が営む商工業 及びその他の事業 (漁業及び農畜産林 業を除く) に必要な 資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事 業所又は倉庫の設置	- 商工業その他の事業を営む者	1%	1 5 年以内	2年以内	- 1 人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入 又は事業用設備の設置			7年以内	1年以内	
	(3) 上記(1)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同川組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	0.5%	1 5 年以内	2年以内	- 転借人に対する貸付金相当額
	(4) 上記(2)の転貸			7年以内	1 年以内	
	(5) 経営資金	商工業その他の事業を営む者	1.2%	3年以内	1 年以内	1人当たり400万円以内
	(6) 上記(5)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	0.7%	3 年以内	1 年以内	転借人に対する貸付金相当額

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率 (年利)	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付金額の限度
4 . 法人が営む漁業、 農畜産林業、商工業 及びその他の事業に 必要な資金	(1) 個人が営む漁業、農畜産林業、 商工業及びその他の事業に必要 な資金(経営資金を除く)のそれ ぞれの使途に同じ	漁業協同組合、漁業生産組合、 水産加工業協同組合、農業協 同組合、森林組合、生産森林 組合、事業協同組合、事業協	1%	個人が営む漁業、 工業及びその他の 金(経営資金を除 の償還期限及び掘)事業に必要な資 (く)のそれぞれ	1法人当たり4,000万円(農地又は牧野の取得にあっては2,000万円)以内であって所要額の8割以内
	(2) 経営資金	同小組合、企業組合、商工組 合、環境衛生同業組合、合名 会社、合資会社、有限会社、 株式会社、民法上の社団法人	1.2%	3 年以内	1 年以内	1法人当たり800万円以内 ただし、漁業協同組合に あっては4,000万円以内
	(1) 更生資金 協会が定める資金	- - - 協会が特に必要と認める者 -	3% 据置期間中は無利息	6 年以内	1 年以内	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内
	(2) 生活資金			5 年以内	6ヵ月以内	1人当たり70万円以内
	(3) 高等学校及び大学在学者の修学 資金		無利息	卒業後20年以内	卒業後6ヵ月	1人当たり年額高校生にあっては31万8千円以内、大学生 にあっては60万6千円以内
	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及 び中古住宅の取得に要する資金		1%	20年以内	1 年以内	1 人当たり 5 0 0 万円以内であって所要額の 8 割以内
	(5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金 (新築住宅を購入する場合を含む)			30年以内	1 年以内	1人当たり1,800万円以内であって所要額の8割以内
	(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附随して必要な 土地の取得に要する資金(新築 住宅を購入する場合を含む)			30年以内	1 年以内	1 人当たり 5 0 0 万円以内であって所要額の 8 割以内
	イ 中古住宅の取得に附随して必 要な土地の取得に要する資金			20年以内		
	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸	漁業協同組合、農業協同組合 信用協同組合	0.5%	20年以内	1 年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(8) 上記(5)及び(6)のアの転貸			30年以内	1年以内	

2 年間の貸付枠(累計)

14億円以内